

サービスコード		サービス内容略称	算定単位		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	Ⅰ 訪問型独自サービス1 訪問型独自サービス1 1日割 1211 訪問型独自サービス1 2 2211 訪問型独自サービス1 2日割 1321 訪問型独自サービス1 3 2321 訪問型独自サービス1 3日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1176単位	1176	1月につき
	2111				39単位	39	1日につき
	1211				2349単位	2349	1月につき
	2211				77単位	77	1日につき
	1321				3727単位	3727	1月につき
	2321				123単位	123	1日につき
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			1単位減算	-1	1日につき
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			1単位減算	-1	1日につき
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割			1単位減算	-1	1日につき
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10% 減算		1月につき
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15% 減算		
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12% 減算		
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15% 加算		1月につき
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15% 加算		1日につき
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算		1月につき
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10% 加算		1日につき
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1月につき
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5% 加算		1日につき
4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度	
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			
6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算		
6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000 加算			
6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000 加算			
6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000 加算			
6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の76/1000 加算			

(注1) 本改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 同一建物減算、介護職員等処遇改善加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。

(注3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能です。 ←追記